

徵 管 2 - 31
令和5年5月15日

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 殿

国税庁徵収部
管理運営課長 北村 厚

国税の税務相談に関する周知・広報について（依頼）

平素より、税務行政につきまして格別の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

国税庁では、国税に関する相談について、具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談については、従来より税務署において事前に予約を受けた上で、面接により対応することとしていますが、令和5年8月以降、相談時間の確保及び来署者の待ち時間の削減のため、上記以外の相談についても、面接による相談を希望される場合は、原則として事前に予約を受けた上で対応することといたします。

つきましては、本件について傘下の各会及び会員の皆様へ周知いただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

なお、国税庁では来署せずとも自宅やオフィスから解決できる方法として、国税庁ホームページのタックスアンサーヤチャットボット、電話相談センターをご用意していますので、是非ご利用いただきますよう併せて周知をお願いいたします。

また、一部の署においては、既に上記の取組を実施しておりますので、ご承知おきください。

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、
AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは
こちらから



相談可能税目について

チャットボット
(税務職員ふたば)

- ・所得税 消費税 の確定申告
- ・インボイス制度
- ・年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、「電話相談センター」
をご利用ください（裏面）



国税庁 法人番号7000012050002

(R5.5)

電話で解決 『電話相談センター』へつながります。



所轄の税務署へ 電話する



税務署の電話番号
はこちらから

電話相談センターを選択する

音声案内に従い、
「1」電話相談センターを選択

インボイス制度及び消費税の
軽減税率制度に関する一般的
なご質問は、「3」インボイス
コールセンターを選択する

相談内容を選択する

音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する

- 「1」所得税
- 「2」源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」法人税
- 「5」消費税、印紙税
- 「6」その他

※相談内容によっては、税務署へのご相談をお願いする場合がございます。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、
チャットボットやタックスアンサー、電話相談
センターによる解決が困難な相談については、
面接にて相談を受け付けています。



所轄の税務署へ電話して**音声案内「2」を選択**してください（「税務署」に繋がります。）。